

次期「岡山市環境基本計画」の策定方針について

1 計画策定の趣旨 →別添資料 01

本市では、「第2次岡山市環境基本計画」（以下「現行計画」という。）を平成23年度（2012年3月）に策定し、本市の環境の保全に関する施策を総合的・計画的に推進しており、平成28年度（2017年3月）と令和3年度（2021年6月）にそれぞれ改訂しました。

同改訂以降、資料2で示した新たな環境課題がクローズアップされるようになりました。また、現在は、環境省において「第六次環境基本計画」（2024年度策定予定）について検討されるなど、環境分野における社会情勢は大きく変化しています。

これらの変化等に対応する必要があること、また、現行計画が令和7年度（2025年度）で終了することから、現行計画の進捗状況を踏まえ、次期岡山市環境基本計画（以下、「次期計画」という。）の策定を進めます。

2 計画の位置づけ →別添資料 02

本計画は、「岡山市環境保全条例（改正予定。以下、「保全条例」という。）」に基づき、「環境基本法」、国の「環境基本計画」など、関係する法令、条例、上位計画等に準拠して策定される計画です。

また、市の最上位計画である総合計画を環境面から総合的・計画的に推進する計画に位置づけられます。

3 策定体制 →別添資料 03

(1) 審議会

本計画の策定にあたっては、保全条例に基づき、学識経験者、市民など17名で構成する「岡山市環境総合審議会」において、次期環境基本計画について審議します。また、必要に応じて、「岡山市自然環境保全審議会」や「岡山市公害対策審議会」を招集、審議します。

(2) 庁内

ア 岡山市環境基本計画推進本部

着実に効率・効果的な計画の策定を図るため、市長を本部長とし、各局区長を委員とする「環境基本計画推進本部」において、庁内の環境に関する各種施策・事業の総合的な調整等を行います。

イ 岡山市環境基本計画推進本部幹事会

岡山市環境基本計画推進本部に、環境部長を代表幹事とし、各主管課長を幹事とする幹事会を置き、推進本部が行う調整等の円滑な推進を図ります。

(3) 市民参加

市民をはじめとした多様な主体が次期計画の取組みに参加いただけるよう、アンケートやパブリックコメント等により、幅広い意見の反映を図ります。

4 ご審議いただきたい内容

次に掲げる項目を中心に、基本的考え方のご審議をお願いします。なお、記載事項は本市の案です。

(1) 次期計画の概要 →別添資料 04

ア 名称

「(仮称) 第3次岡山市環境基本計画」とし、副題を含め詳細については今後検討します。

イ 計画の対象区域

岡山市全域とします。

ウ 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和17年度(2035年度)までの10年間とします。

エ 計画の対象

本計画の対象範囲は、保全条例第7条に規定する「施策の策定等に係る指針」を基本として設定します。

(2) 策定スケジュール →別添資料 05

令和7年度中の答申、決裁をめざして作業を進めます。

(3) 策定の方向性

ア 市民にわかりやすい計画

本市がめざす環境像やそれを実現する各取組等を分かりやすく示すことにより、市民と目標を共有し、協働して環境づくりを進めていくための計画とします。

できる限り説明は短く、写真や図表を充実させ、スマートフォンでも読みやすい内容とします。

イ SDGsの視点を取り入れた計画 →別添資料 06, 07

現行計画に引き続き、基本目標ごとにSDGsとの関連性を示し、SDGsの概念の理解促進やステークホルダーの率先的な取組みを促します。

また、施策の整理に当たっては、まず岡山市がめざす環境像実現につながる道筋を描き、そこから逆算して必要な課題と取組を可視化するSDGsの考え方（バックキャスト）を活用します。

ウ 変化に対応する計画

近年、大きな変化を見せている環境情勢に柔軟かつ早期に対応できるよう、短期的な取組みや見直しに伴う指標については別冊とするなどし、点検・評価等において適宜見直しを図ることを可能とした構成とします。

エ 関連計画との整合が図られた計画

総合計画をはじめ、各局区室が所管する個別計画との整合性を確保します。併せて、「岡山市生物多様性地域戦略」等の環境分野の保全・創造に向けた部門別計画との役割を明確にします。

(4) めざす環境像等

ア 本市がめざす環境像

保全条例第3条に規定する「基本理念」を踏まえ、総合計画に掲げる将来都市像「全国に誇る、傑出した安心を築く『健康福祉・環境都市』」の実現に寄与するために、社会情勢の変化や本市の環境の状況、市民、事業者等からのアンケート結果等を踏まえて設定します。

多様な主体に広く伝わるよう、できる限り簡単な言葉で、地域住民がしっかりとイメージできるものとします。

イ 環境目標

アの実現のため、分野ごとに状態目標（アウトカム）を設定します。

(5) 施策体系等 →別添資料 08

ア 施策体系

前述(4)イの環境目標 > 基本目標 > 取組の構造とします。

「基本目標」は環境目標を実現するために必要な行動目標(アウトプット)とし、「取組」は基本目標を達成するための環境課題ごとの施策とします。

イ リーディングプロジェクト

次期計画でめざす環境像及び基本目標の実現のため、広範な分野にわたる施策を総合的に推進するとともに、地域特性を十分に踏まえつつ、社会情勢などを考慮した取組が必要となります。

そこで、次期計画全体を牽引(リード)する施策として「リーディングプロジェクト」を設定し、重点的に取り組みます。

ウ 成果指標

前述(4)イの環境目標及び(5)イのリーディングプロジェクトごとに、成果指標(KPI:重要業績評価指標)を設定します。

(6) 計画の推進

毎年度の成果指標の進捗状況を把握しながら、進行管理を行うことで施策の推進を図ります。

また、点検・評価を客観的に行うため、同状況を本審議会に報告しながら、必要に応じて計画を見直すほか、本市ホームページで公表します。

5 ご審議にあたり考慮いただきたい考え方

本市の特性を捉えていること、保全条例との整合が図られていること、また、社会情勢の変化や新たな環境問題への対応が盛り込まれていることを踏まえたご審議をお願いします。